

(案)

# 添加物評価書

## 亜塩素酸水

(第 2 版)

2012年5月

食品安全委員会添加物専門調査会

# 目次

	頁
<審議の経緯> .....	3
<食品安全委員会委員名簿> .....	3
<食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿> .....	4
要 約 .....	5
I. 評価対象品目の概要 .....	6
1. 用途 .....	6
2. 化学名 .....	6
3. 化学式 .....	6
4. 分子量 .....	6
5. 存在状態 .....	6
6. 性状 .....	6
7. 製造方法等 .....	7
8. 開発の経緯 .....	8
9. 添加物指定の概要 .....	9
II. 安全性に係る知見の概要 .....	9
1. 体内動態（吸収、分布、代謝、排泄） .....	10
2. 毒性 .....	<del>11</del> 10
(1) 急性毒性 .....	<del>11</del> 10
(2) 反復投与毒性 .....	11
(3) 発がん性 .....	15
(4) 生殖発生毒性 .....	15
(5) 遺伝毒性 .....	19
(6) 細胞毒性 .....	<del>21</del> 20
(7) 抗原性 .....	21
(8) ヒトにおける知見 .....	21
(9) その他 .....	<del>22</del> 21
III. 一日摂取量の推計等 .....	22
IV. 国際機関等における評価 .....	<del>23</del> 22
1. JECFA における評価 .....	<del>23</del> 22
2. 米国環境保護庁（EPA）における評価 .....	23
3. FDA における評価 .....	23
4. WHO 飲料水水質ガイドラインにおける評価 .....	23
5. EU における評価 .....	24
6. 国際がん研究機関（IARC）における評価 .....	24
7. わが国における評価 .....	24

V. 食品健康影響評価.....	24
<別紙1：亜塩素酸水 安全性試験結果>.....	<del>27</del> 26
<別紙2：塩素系化合物の関係図> .....	<del>38</del> 36

1 <審議の経緯>

2 第1版関係（添加物の指定及び規格基準の設定に係る食品健康影響評価）

- 3 2006年 8月14日 厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価に  
4 ついて要請（厚生労働省発食安第0814001号）、関係書類  
5 の接受  
6 2006年 8月24日 第156回食品安全委員会（要請事項説明）  
7 2008年12月25日 第52回添加物専門調査会  
8 2008年 1月15日 第53回添加物専門調査会  
9 2008年 2月25日 第55回添加物専門調査会  
10 2008年 3月13日 第230回食品安全委員会（報告）  
11 2008年 3月13日から 2008年 4月11日まで 国民からの御意見・情報の募集  
12 2008年 5月26日 第58回添加物専門調査会  
13 2008年 6月17日 添加物専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告  
14 2008年 6月19日 第243回食品安全委員会（報告）  
15 （同日付け厚生労働大臣に通知）  
16

17 第2版関係（規格基準の改正に係る食品健康影響評価に伴う改訂）

- 18 2012年 4月 2日 厚生労働大臣から添加物の規格基準の改正に係る食品健康  
19 影響評価について要請（厚生労働省発食安0330第4号）、  
20 関係書類の接受  
21 2012年 4月 5日 第426回食品安全委員会（要請事項説明）  
22 2012年 5月30日 第106回添加物専門調査会  
23

24 <食品安全委員会委員名簿>

(2006年12月20日まで)

寺田 雅昭（委員長）  
見上 彪（委員長代理）  
小泉 直子  
長尾 拓  
野村 一正  
畑江 敬子  
本間 清一

(2009年6月30日まで)

見上 彪（委員長）  
小泉 直子（委員長代理）  
長尾 拓  
野村 一正  
畑江 敬子  
廣瀬 雅雄  
本間 清一

(2011年1月13日から)

小泉 直子（委員長）  
熊谷 進（委員長代理\*）  
長尾 拓  
野村 一正  
畑江 敬子  
廣瀬 雅雄  
村田 容常

\*2011年1月13日から

1 <食品安全委員会添加物専門調査会専門委員名簿>

(2007年9月30日まで)

福島 昭治 (座長)  
山添 康 (座長代理)  
石塚 真由美  
井上 和秀  
今井田 克己  
江馬 眞  
大野 泰雄  
久保田 紀久枝  
中島 恵美  
西川 秋佳  
林 眞  
三森 国敏  
吉池 信男

(2009年9月30日まで)

福島 昭治 (座長)  
山添 康 (座長代理)  
石塚 真由美  
井上 和秀  
今井田 克己  
梅村 隆志  
江馬 眞  
久保田 紀久枝  
頭金 正博  
中江 大  
中島 恵美  
林 眞  
三森 国敏  
吉池 信男

<専門参考人>

若栗 忍

(2011年10月25日から)

今井田 克己 (座長)  
梅村 隆志 (座長代理)  
石塚 真由美  
伊藤 清美  
江馬 眞  
久保田 紀久枝  
塚本 徹哉  
頭金 正博  
中江 大  
三森 国敏  
森田 明美  
山添 康  
山田 雅巳

<専門参考人>

青木 康展

長谷川 隆一

2

3

## 要 約

殺菌料として使用される添加物「亜塩素酸水」(CAS 登録番号：13898-47-0) について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価に供した試験成績は、亜塩素酸水に関するものではなく、類縁の亜塩素酸ナトリウム等を被験物質とした反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性、遺伝毒性等である。

申請物質の毒性に関する試験報告はないが、既にわが国で使用の認められている亜塩素酸ナトリウム ( $\text{NaClO}_2$ ) の試験成績のほか、二酸化塩素 ( $\text{ClO}_2$ )、次亜塩素酸水または次亜塩素酸ナトリウム ( $\text{NaClO}$ ) の試験成績も参考に、総合的に評価することは可能と判断した。

亜塩素酸ナトリウム等の安全性試験成績 (別紙) を評価した結果、亜塩素酸イオンの摂取による主要な影響は、赤血球の損傷と考えられた。発がん性は認められなかった。遺伝毒性については、細菌を用いた復帰突然変異試験でみられた陽性反応は弱いものであり、また、ほ乳類培養細胞を用いた染色体異常試験では陽性の結果が得られているものの、高用量まで試験された小核試験において陰性であったことから、生体にとって特段問題になる遺伝毒性はないと考えられた。

なお、亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性があるが、現在の製造基準案の適用により、臭素酸の生成量を水道水質基準以下に抑えることが可能であると考えられる。

以上から、亜塩素酸水の主たる有効成分である亜塩素酸は、添加物として適切に使用され、最終食品の完成前に除去する旨の使用基準が遵守される限り、安全性に特段の懸念はないと考えられた。

以上より、亜塩素酸水の無毒性量 (NOAEL) の最小値は、ラット生殖毒性試験で認められた聴覚驚愕反応の低下に基づき、亜塩素酸イオンとして  $2.9 \text{ mg/kg}$  体重/日と考えられることから、安全係数を 100 とし、亜塩素酸水の日摂取許容量 (ADI) を  $0.029 \text{ mg/kg}$  体重/日と設定した。

1 I. 評価対象品目の概要

2 1. 用途

3 ~~製造用剤(殺菌料)~~ (参照 1、2、3)

5 2. 化学名主成分の名称

6 和名：亜塩素酸水

7 英名：Chlorous acid aqueous solution

8 CAS 登録番号：13898-47-0 (亜塩素酸として) (参照 1、2、3)

10 3. 化学式分子式

11  $\text{HClO}_2$  (亜塩素酸、主たる有効成分として) (参照 1、2、3)

13 4. 分子量

14 68.45 (参照 1、2)

16 5. 存在状態

17 Ni&Yin (1998)、Warfら (2001) の報告によれば、 $\text{HClO}_2$  のほか、亜塩素  
18 酸イオン ( $\text{ClO}_2^-$ )、二酸化塩素 ( $\text{ClO}_2 \cdot \text{in water phase}$ ) 等が混在しうるとさ  
19 れている。 (参照 4、5)

20  $\text{HClO}_2$  は、解離状態の  $\text{H}^+ \cdot \text{ClO}_2^-$  と非解離状態の  $\text{HClO}_2$  とが平衡状態にな

21 った状態を指し (参照 6)、pH 2.3~6.9 の範囲内で安定的に存在する とされて  
22 いる。

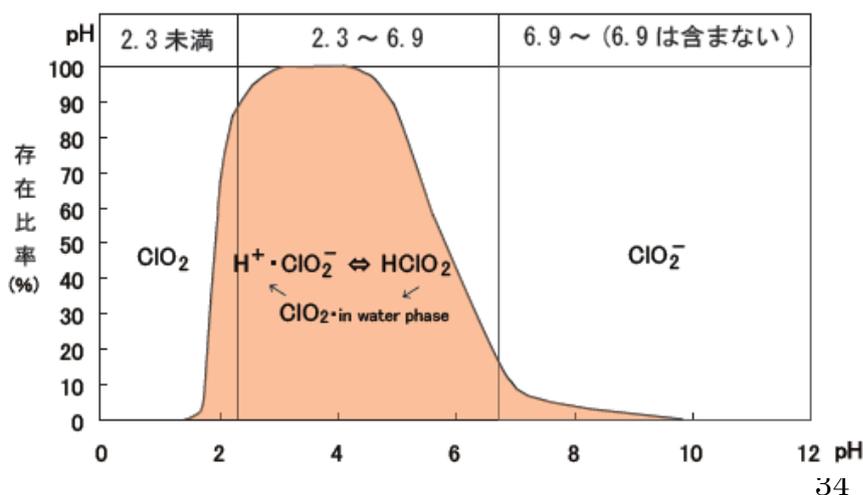


図 1 添加物「亜塩素酸水」に含有する塩素酸化物の pH による存在比の変化 (事業者提供資料より参照 2)

36 6. 性状

37 今般、厚生労働省に本品目の添加物としての指定及びそれに関連した規格基  
38 準の設定を要請した者 (以下「指定等要請者」という。) による添加物「亜塩素

1 「酸水」の成分規格案では、黄色～茶褐色の透明な液体で、塩素のにおいを有す  
 2 るとされている。(参照 2)

4 7. 製造方法等 (参照 7、8、9、10、11、12)

種類	製造方法	含量	pH	特徴
<u>添加物「亜塩素酸水」</u>	<p>塩酸を加えて酸性条件下にした飽和食塩水<sup>※</sup>を、無隔膜方式で電気分解することで得られた塩素酸ナトリウム (NaClO<sub>3</sub>) 水溶液に硫酸を添加することで塩素酸 (HClO<sub>3</sub>) を得、さらに低濃度の過酸化水素水を加えることで得られる亜塩素酸 (HClO<sub>2</sub>) を主たる有効成分とする酸性～微酸性の水溶液。</p> <p>(反応式)</p> $2\text{NaClO}_3 + \text{H}_2\text{SO}_4 \rightarrow 2\text{HClO}_3 + \text{Na}_2\text{SO}_4 \downarrow$ $\text{HClO}_3 + \text{H}_2\text{O}_2 \rightarrow \text{HClO}_2 + \text{H}_2\text{O} + \text{O}_2 \uparrow$	<p>HClO<sub>2</sub> 1～6%</p> <p>※使用時に必要な濃度にまで希釈して使用。</p>	2.3～6.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用時調製が不要。</li> <li>・ClO<sub>2</sub>の発生が少なく、HClO<sub>2</sub>含量を長期に渡り保持できる。</li> </ul>
<p>(参考)</p> <p><u>添加物「酸性化亜塩素酸塩」</u>(ナトリウム) 水溶液 (ASC<sup>(1)</sup> ; Acidified Sodium Chlorite solutions)</p>	<p>亜塩素酸ナトリウム (NaClO<sub>2</sub>) 水溶液<sup>※</sup>に GRAS の酸類を反応させることにより生成される酸性の水溶液。</p>	—	2.3～3.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用時調製が必要。</li> <li>・急激に ClO<sub>2</sub>が発生し、HClO<sub>2</sub>含量を長期に渡り保持できない。</li> </ul>

<sup>※</sup>製造基準 (案) によれば、「亜塩素酸水を製造する場合に原料として用いる塩化ナトリウムは、日本薬局方塩化ナトリウムでなければならない。」とされている。(参照 3、12)

<sup>※</sup>FDA では、亜塩素酸ナトリウムの調製時の使用濃度を 50～1,200 ppm と規定している。なお、事業者からの提供資料によると、pH2.3～3.0の範囲では理論上、HClO<sub>2</sub>は 5～20%生成するとされている。(参照 10、11、13、16)

5  
6 8. 臭素酸の混入可能性について

7 評価要請者の報告によれば、亜塩素酸水の原料である塩化ナトリウムは微量  
 8 の臭化物 (Br<sup>-</sup>) を含むため、飽和塩化ナトリウム溶液にも微量の臭化物が含ま  
 9 れ、製造工程において塩素酸を生成する際に、より反応性の高い臭化物が塩化

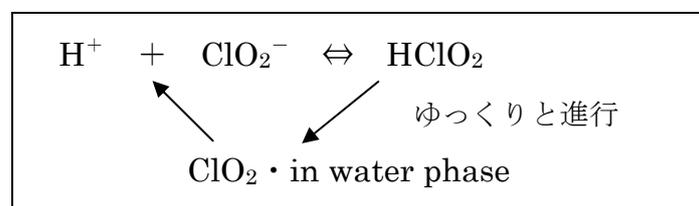
<sup>1</sup> 本文中で用いられた略称については、別紙 1 に名称等を示す。

1 物より先に反応するために臭素酸が生成すると考えられる。そこで、塩化ナト  
2 リウムに含まれる臭化物 ( $\text{Br}^-$ ) と亜塩素酸水中の臭素酸 ( $\text{BrO}_3^-$ ) の関係につ  
3 いての調査が行われている。その結果、塩化ナトリウムに含まれる臭化物量と、  
4 それを原料として製造した亜塩素酸水 (亜塩素酸濃度 :  $0.4 \text{ g/kg}$ ) の臭素酸濃  
5 度及び推定最大濃度に相関性が認められたとされている。併せて、塩化ナトリ  
6 ウムに含まれる臭化物濃度が  $100 \mu\text{g/g}$  であれば、実際に使用する濃度に希釈さ  
7 れた添加物「亜塩素酸水」中の臭素酸推定濃度が、水道水質基準に定められる  
8 臭素酸濃度 ( $0.01 \text{ mg/L}$  ( $\equiv 10 \text{ ng/g}$ )) 以下になるとされている。以上より、評  
9 価要請者は、亜塩素酸水を製造する場合には、日本薬局方に収載されている「塩  
10 化ナトリウム」(臭化物濃度 :  $100 \mu\text{g/g}$  以下) を原料として用いることにより、  
11 臭素酸の生成量を水道水質基準以下に抑えることが可能であるとしている。(参  
12 照 1 2、1 4)

#### 14 9-8. 開発評価要請の経緯

15 わが国では、殺菌、漂白等の目的で用いられる塩素化合物の食品添加物とし  
16 て、1948年に「亜塩素酸ナトリウム」、1950年に「次亜塩素酸ナトリウム」、  
17 1953年に「二酸化塩素」、1959年に「高度サラシ粉」、2002年に「次亜塩素酸  
18 水」が指定されている。

19 FDAにおいて間接食品添加物として許可されているASCは、亜塩素酸ナト  
20 リウムの希釈液にGRAS(一般に安全とみなされる物質; Generally Recognized  
21 as Safe Substances)の酸類を用いてpH 2.3~3.2の酸性領域下に調製するこ  
22 とにより生成する亜塩素酸 ( $\text{HClO}_2$ ) を含有するものであるとされている(参  
23 照 1 3、1 5)。指定等要請者によれば、ASCについてしかしながら、①使用  
24 時に調製が必要であること、②塩類の含有が多いために  $\text{HClO}_2$ 、 $\text{ClO}_2 \cdot \text{in water}$   
25 phase 及び  $\text{ClO}_2^-$ 間のサイクル反応(図 2)が持続せず、 $\text{HClO}_2$ 量を長期に持  
26 続させることは困難であり、かつ急激に  $\text{ClO}_2$ が発生して毒性が増長する可能  
27 性が高まることなどから、新たに、用時調製が不要でかつ  $\text{HClO}_2$ 含量の持続性  
28 を改善させた亜塩素酸水が開発されたとされている(参照 2)。



30 図 2. 弱酸性領域での酸性  $\text{ClO}_2^-$ 、 $\text{HClO}_2$  及び  
31  $\text{ClO}_2 \cdot \text{in water phase}$  間サイクル反応の持続  
32 (参照 6)

37 亜塩素酸水の添加物指定等について、事業者から厚生労働省に指定要請がな

されたことから、2006年8月に厚生労働省が指定等の検討を開始するに当たり、から食品安全委員会に、食品安全基本法第24条第1項第1号（平成15年法第48号）に基づき、食品安全委員会に対し、亜塩素酸水に係る食品健康影響評価が依頼されたものであるの依頼がなされた。（参照1）

2008年6月、食品安全委員会は「亜塩素酸水の日摂取許容量を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する」と食品健康影響評価をとりまとめ、付帯事項において、遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性があることから、厚生労働省が臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、同調査結果及び検討結果を添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することとした。

今般、厚生労働省より、付帯事項に係る調査結果及び検討結果について報告がなされた。それと共に、本品目の製造基準案を「亜塩素酸水を製造する場合に原料として用いる塩化ナトリウムは、日本薬局方塩化ナトリウムでなければならない」とすることについて、食品安全基本法第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に対して、食品健康影響評価の依頼がなされたものである。（参照3）

#### 9-10. 添加物指定の概要

厚生労働省は、食品安全委員会の食品健康影響評価の通知を受けた後に、添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討するとしている。なお、使用基準案は、「亜塩素酸水は、穀類（精白米に限る。）、豆類、野菜類、果実類、藻類、魚介類、肉類以外の食品に使用してはならない。亜塩素酸水の使用量は、亜塩素酸水として、穀類（精白米に限る。）、豆類、野菜類、果実類、藻類、魚介類、肉類にあつては、浸漬液又は噴霧液1kgにつき（精白米にあつては、加し水1kgにつき）0.4g以下でなければならない。また、使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなければならない」としている。（参照3）殺菌料として使用される亜塩素酸水について、最終食品の完成前に除去する旨の使用基準及び成分規格を定めた上で、新たに添加物として指定しようとするものである。使用対象食品は野菜類、果実類、肉類、魚介類等が検討されている。

## II. 安全性に係る知見の概要

上述のNi&Yin（1998）の報告によれば、亜塩素酸水は、HClO<sub>2</sub>を主たる有効成分としているが、pHの変動によりClO<sub>2</sub>、ClO<sub>2</sub><sup>-</sup>等を発生しうるとされている。また、NaClO<sub>2</sub>溶液は経口投与すると、胃液中でHClO<sub>2</sub>になると推定され、生体中では代謝等によりHClO<sub>2</sub>のほか、Cl<sup>-</sup>、ClO<sub>2</sub>、ClO<sub>2</sub><sup>-</sup>等の生成も考え得るもの

1 | であるとされている。(参照 4)

2 |  
3 | 当専門調査会としては、申請物質の毒性に関する試験報告は認められない見当  
4 | たらないが、種々の動物及びヒトでの実験データから得られた亜塩素酸ナトリウ  
5 | ム (NaClO<sub>2</sub>)、二酸化塩素 (ClO<sub>2</sub>) に関する安全性データを基に、亜塩素酸水の  
6 | 毒性を検討することとした。

7 |  
8 | なお、事業者指定等要請者により提出された資料において、亜塩素酸水による  
9 | 食品処理時の食品への塩素の残留、トリハロメタンの生成は認められないことが  
10 | を確認したされた。また、酸素ラジカルの生成に伴って生じると考えられる還元  
11 | 型アスコルビン酸レベルの低下は認められなかった。(参照 1 7)

### 12 | 1. 体内動態 (吸収、分布、代謝、排泄)

13 |  
14 | Abdel-Rahman ら (1980) の報告によれば、SD ラット (各群雄 4 匹) に <sup>36</sup>ClO<sub>2</sub>  
15 | 水 (100 mg/L を 3 mL または 15 日間 100 mg/L を 飲水投与した後に 300 mg/L  
16 | を 3 mL) を 飲水投与する試験が実施されている。したところ、その結果、<sup>36</sup>Cl  
17 | の半減期は順に 43.9 時間、31.0 時間であったとされている。<sup>36</sup>ClO<sub>2</sub> (100  
18 | mg/L) の単回投与後 72 時間までに、肝臓において、標識した <sup>36</sup>Cl 化合物の約  
19 | 25% がタンパク質と結合した。各 2 匹で 2 回実験を行ったところ、投与後 72  
20 | 時間までに約 30% が尿中に、約 10% が糞中に排泄され、臓器、皮膚、屠体及び  
21 | 排泄物からの総回収率は 95% であったとされている。呼気中には標識塩素は検  
22 | 出されなかった。また、投与後 72 時間までの代謝を標識同位元素測定で追跡す  
23 | ると、ClO<sub>2</sub> は Cl<sup>-</sup>、ClO<sub>2</sub><sup>-</sup>、ClO<sub>3</sub><sup>-</sup> に代謝されるとされている。(参照 1 8、1 9、  
24 | 2 0)

25 |  
26 | Abdel-Rahman ら (1984) の報告によれば、SD ラット (各群雄 4 匹) にお  
27 | ける <sup>36</sup>ClO<sub>2</sub><sup>-</sup> (10 mg/L を 3 mL) 及び <sup>36</sup>ClO<sub>3</sub><sup>-</sup> (5 mg/L を 3 mL) を 飲水投与  
28 | する試験が実施されている。したところ、その結果、血漿中濃度はそれぞれ 2  
29 | 時間後、30 分後にピーク値に達し、半減期はそれぞれ 35 時間、36.7 時間であ  
30 | ったとされている。投与から 72 時間後、放射活性は血液、胃、精巣、皮膚、  
31 | 肺、腎臓、小腸、屠体、膀胱、回腸、脳、骨髄及び肝臓に高い濃度で認められ  
32 | たとされている。排泄については、尿中排泄が主要な経路であり、各 2 匹で 2  
33 | 回実験を行ったところ、投与後 72 時間までに約 35% (<sup>36</sup>ClO<sub>2</sub><sup>-</sup>)、約 40% (<sup>36</sup>ClO<sub>3</sub><sup>-</sup>)  
34 | が尿中に、約 5% (<sup>36</sup>ClO<sub>2</sub><sup>-</sup>)、約 3% (<sup>36</sup>ClO<sub>3</sub><sup>-</sup>) が糞中に排泄されたとされ  
35 | ている。呼気中には標識塩素は検出されなかったとされている。また、48~72  
36 | 時間後には両イオンのほとんどが Cl<sup>-</sup> に変化し、一部は ClO<sub>2</sub><sup>-</sup> として、わずかに  
37 | ClO<sub>3</sub><sup>-</sup> として排泄されたとされている。(参照 1 9、2 0、2 1)

## 2. 毒性

### (1) 急性毒性

Musil ら (1964)、Fletcher (1973) の報告によれば、ラット及びウズラの経口投与試験による LD<sub>50</sub> は、亜塩素酸イオンとしてそれぞれ 105 mg/kg 体重、493 mg/kg 体重と報告されている。(参照 2 2、2 3、2 4)

Heffernan ら (1979) の報告によれば、雄のネコに亜塩素酸ナトリウム (亜塩素酸イオンとして 20、64 mg/kg 体重) をタブレットとして単回経口投与したところ、64 mg/kg 体重の投与で 40~90 分後にメトヘモグロビン化のピーク (約 40%) が、20 mg/kg 体重の投与でそれより遅い時点でピーク (10~30%) がみられ、両投与群でメトヘモグロビン血症がみられた とされている。(参照 2 5)

#### (微酸性次亜塩素酸水)

添加物評価書「次亜塩素酸水」(2007) に記載のとおり、雌雄の ICR マウス (各群 5 匹) に微酸性次亜塩素酸水 (pH 5.0~5.5、有効塩素濃度 50~80 mg/kg、50 mL/kg 体重) を単回経口投与した結果、雌雄ともに死亡例は認められず、中毒症状を示す動物も認められなかった とされている。(参照 2 6)

### (2) 反復投与毒性

#### ① マウス 30 日間反復投与毒性試験

Moore & Calabrese (1982) の報告によれば、性別不詳の A/J (G6PD 活性が正常な系統) マウス及び C57L/J (G6PD 活性が低下している系統) マウス (各群 11~23 匹) に亜塩素酸ナトリウム (0、1、10、100 mg/L) を 30 日間飲水投与 する試験が実施されている。した結果、その結果、何れの系統のマウスにおいても 100 mg/L 投与群で赤血球のグルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G6PD) 活性、浸透圧脆弱性及び平均容積の有意な上昇が認められた とされている。EPA は、NOAEL を 10 mg/L (亜塩素酸イオンとして 1.9 mg/kg 体重/日) としている。(参照 1 9、2 7)

本 専門 調査会としては、当該試験の最小毒性量 (LOAEL) と NOAEL の間の用量差が 10 倍と大きく、当該試験の NOAEL をそのまま ADI 設定の根拠として用いることが適切でないと考ええる。

#### ② マウス 30、90、180 日間反復投与毒性試験

上述の Moore & Calabrese (1982) の報告によれば、雄の C57L/J マウス (各群 55~60 匹) に亜塩素酸ナトリウム (0、4、20、100 mg/L ; 亜塩素酸イオンとして 0、3、15、75 mg/L) を 30、90 又は 180 日間飲水投与 する試験が実施されている。した結果、その結果、腎病理組織学的検査、

1 腎重量及びその比重量、体重並びに飲水量に有意な影響は認められなかつ  
2 たとされている。(参照 19、27)

### 4 ③ ラット 30～90 日間反復投与毒性試験

5 上述の Heffernan ら (1979) の報告によれば、雄の CD ラット (各群 6  
6 匹) に亜塩素酸イオン (0、10、50、100、250、500 mg/L ; 0、1、5、10、  
7 25、50 mg/kg 体重/日相当) を含む蒸留水を 30～90 日間投与する試験が  
8 実施されている。また、その結果、血液学的検査の結果、100 mg/L  
9 以上の投与群で一時的な貧血が認められたとされている。30 日後には 50  
10 及び 100 mg/L 投与群で赤血球グルタチオン濃度が対照群よりもそれぞれ  
11 15 及び 31%減少し、90 日後には 50 及び 100 mg/L 投与群で 30 及び 40%  
12 減少したとされている。亜塩素酸イオンの摂取による主要な影響は、赤血  
13 球の損傷と考えられたとされている。WHO は、NOAEL を亜塩素酸イオン  
14 として 10 mg/L (1 mg/kg 体重/日) としている。(参照 24、25) 本  
15 専門調査会としては、供試動物数が少なく、また、当該試験の用量設定は  
16 公比にばらつきがみられ、LOAEL と NOAEL の間の用量差が 5 倍と大き  
17 く、当該試験の NOAEL をそのまま ADI 設定の根拠として用いることが  
18 適切でないと考える。なお、特に溶血性貧血に対し感受性の高い G6PD 欠  
19 損のヒトにおける試験 (後述) では、亜塩素酸ナトリウムとして 42 µg/kg  
20 体重/日相当の投与量レベルにおいて赤血球への影響が認められていない。

### 22 ④ ラット 13 週間反復投与毒性試験

23 Harrington ら (1995) の報告によれば、雌雄の CrI: CD(SD)BR ラット  
24 (各群 15 匹) に亜塩素酸ナトリウム (0、10、25、80 mg/kg 体重/日 ; 亜  
25 塩素酸イオンとして 0、7.4、18.6、59.7 mg/kg 体重/日相当) を 13 週間強  
26 制経口投与する試験が実施されている。また、その結果、80 mg/kg  
27 体重/日投与群で被験物質によると考えられる 4 例の死亡例が認められた  
28 とされている。

29 血液学的検査では、10 mg/kg 体重/日以上投与群の雄及び 25 mg/kg  
30 体重/日以上投与群の雌で、赤血球数の有意な減少が認められたとされて  
31 いる。また、25 mg/kg 体重/日以上投与群の雄で、ヘマトクリット及び  
32 ヘモグロビン濃度の有意な減少と、メトヘモグロビン濃度及び好中球数の  
33 有意な上昇が認められたとされている。一方、80 mg/kg 体重/日投与群の  
34 雌では、メトヘモグロビン濃度の有意な減少がみられたほか、3 匹に赤血  
35 球の形態変化を観察したとされている。

36 80 mg/kg 体重/日投与群の雄及び 25 mg/kg 体重/日以上投与群の雌で、  
37 脾臓比重量の有意な増加が、80 mg/kg 体重/日の投与群の雄及び 25 mg/kg  
38 体重/日以上投与群の雌で、副腎比重量の有意な増加が認められたとされ

1 | ている。

2 | 病理組織学的検査では、80 mg/kg 体重/日投与群の雄 7 匹及び雌 8 匹に、  
3 | 前胃の扁平上皮過形成、角化、潰瘍形成、慢性炎症及び浮腫が認められた  
4 | とされている。潰瘍形成、慢性炎症及び浮腫は、25 mg/kg 体重/日投与群  
5 | の雄 2 匹にも認められた。Harrington ら本論文の著者及び WHO は、  
6 | NOAEL を 10 mg/kg 体重/日（亜塩素酸イオンとして 7.4 mg/kg 体重/日）  
7 | としている。（参照 19、24、28、29）  
8 |

#### 9 | ⑤ ラット 1 年間反復投与毒性試験

10 | Couri&Abdel-Rahman (1980) の報告によれば、雄の SD ラット（各群  
11 | 4 匹）に亜塩素酸ナトリウム（0、10、100 mg/L）を 1 年間飲水投与（20  
12 | 時間/日、7 日/週）する試験が実施されている。また結果、その結果、10 mg/L  
13 | 投与群で投与開始後 10、11 ヶ月目に有意な体重増加抑制が認められ、100  
14 | mg/L 投与群では 2 ヶ月目以降から認められたとされている。赤血球数、  
15 | ヘマトクリット値、ヘモグロビン値には変化は認められなかったとされて  
16 | いる。その他にも種々の変化を認めたが、EPA は、一貫した用量反応関係  
17 | がみられず、また供試動物数が少なく、影響自体が軽微であることから、  
18 | 結果の解釈は複雑であるとしている。（参照 19、29、30）本専門調査  
19 | 会としては、EPA の評価が妥当と考える。  
20 |

#### 21 | ⑥ ラット 2 年間反復投与毒性試験

22 | EPA (2000) 及び WHO (2005) の評価にも記載があるとおり、雌雄の  
23 | アルビノラット（各群 7 匹）に亜塩素酸ナトリウム（0、1、2、4、8、100、  
24 | 1,000 mg/L；亜塩素酸イオンとして 0、0.09、0.18、0.35、0.7、9.3、81 mg/kg  
25 | 体重/日相当）を 2 年間飲水投与する試験が実施されている。またところ、  
26 | その結果、全ての投与群でラットの生存期間に変化は認められなかったと  
27 | されている。100 及び 1,000 mg/L 投与群では、投与に起因すると考えら  
28 | れる腎病変が認められたとされている。本論文の著者は、これはナトリウ  
29 | ムによる影響であると結論しているが、腎病変に基づいて、NOAEL を 8  
30 | mg/L（亜塩素酸イオンとして 0.7 mg/kg 体重/日）としている。EPA は、  
31 | 供試動物数が少なく、また、より感受性の高い指標を用いた評価が行われ  
32 | ていないとしている。（参照 19、24、29）

33 | 本専門調査会としては、EPA の評価が妥当であり、当該試験の NOAEL  
34 | をそのまま ADI 設定の根拠として用いることが適切でないと考える。  
35 |

#### 36 | ⑦ サル 30～60 日間反復投与毒性試験

37 | Bercz ら (1982) の報告によれば、雄 5 匹、雌 7 匹のアフリカミドリ  
38 | ザルへの rising dose 法（用量漸増法）により亜塩素酸ナトリウムを 30～

1 60 日間飲水投与（亜塩素酸イオンとして 0、25、50、100、400 mg/L ; 0、  
2 3、6、13、50 mg/kg 体重/日相当（WHO による換算）、400 mg/L が 58.4  
3 mg/kg 体重/日に相当（EPA による換算））する試験が実施されている。  
4 したところ、その結果、メトヘモグロビン血症と貧血が用量依存的に認め  
5 られたとされている。（参照 19、24、31）本専門調査会としては、  
6 当該試験は同一個体を用いた用量漸増法による実験であり、NOAEL の設  
7 定に使用できるものでないとする。

## 9 (二酸化塩素)

10 WHO 飲料水水質ガイドラインにおける評価における二酸化塩素の飲水  
11 投与試験のうち、亜塩素酸イオンの安全性評価に関与すると考えられるも  
12 のは、「(3) 生殖発生毒性」に記載の報告以外は以下のとおりである。

### 14 ① ラット 90 日間反復投与毒性試験

15 EPA (2000) 及び WHO (2005) の評価にも記載があるとおり、ラット  
16 (雌雄各群 10 匹) に二酸化塩素水溶液 (0、25、50、100、200 mg/L ; 雄：  
17 0、2、4、6、12 mg/kg 体重/日相当、雌：0、2、5、8、15 mg/kg 体重/日  
18 相当) を 90 日間飲水投与する試験が実施されている。したところ、その  
19 結果、200 mg/L 投与群において摂餌量の減少が認められ、100 mg/L 以上  
20 の投与群の雌で鼻甲介の杯細胞の過形成が認められたとされている。また、  
21 50 mg/L 以上の投与群で水の味の変化に起因すると考えられる飲水量の減  
22 少、25 mg/L 以上の投与群の雌雄で鼻腔の炎症、雄で鼻甲介の杯細胞の過  
23 形成が認められたとされている。本論文の著者は、LOAEL を 25 mg/L (2  
24 mg/kg 体重/日相当) としている。EPA は、本試験で認められた鼻腔の炎  
25 症等の病変は、他の同様の試験では観察されないことから、経口によるも  
26 のではなく、本物質の鼻からの吸入による直接的な作用によるものとして  
27 いる。（参照 19、24、29）

28 本専門調査会としては、EPA の評価が妥当と考える。

### 30 ② ラット 2 年間反復投与毒性試験

31 EPA (2000) 及び WHO (2005) の評価にも記載があるとおり、ラット  
32 (各群 7 匹) に二酸化塩素水溶液 (0、0.5、1、5、10、100 mg/L ; 0、0.07、  
33 0.13、0.7、1.3、13 mg/kg 体重/日相当) を 2 年間飲水投与する試験が実  
34 施されている。したところ、その結果、100 mg/L 投与群の雌雄で生存率  
35 の大きな低下がみられ、対照群に比べ平均生存期間が減少したとされてい  
36 る。しかしながら、病理組織学的な所見との明らかな相関関係は認められ  
37 なかったとされている。本論文の著者は、NOAEL を 10 mg/L (1.3 mg/kg  
38 体重/日相当) としている。WHO は、1949 年に行われた試験であるため

1 現在の評価に用いる価値が限定的である（1949 study has serious  
2 limitations）としている。EPA は、供試動物数が少なく、感受性の高いエ  
3 ンドポイントが限られていることから、本試験の解釈が困難であるとして  
4 いる。（参照 19、24、29）

5 本専門調査会としては、WHO 及び EPA の評価が妥当と考える。

6  
7 これらの試験結果は、非常に酸性度の強い水溶液を用いていることか  
8 ら、二酸化塩素でなく、酸による影響を検出している可能性がある。こ  
9 のことも踏まえ、本専門調査会としては、これらの報告を ADI 設定にお  
10 いて考慮すべきでないと考える。

### 11 12 (3) 発がん性

13 Kurokawa ら (1986) の報告によれば、雌雄の B6C3F1 マウス（各群 50  
14 匹）に亜塩素酸ナトリウム（0、250、500 mg/L；亜塩素酸イオンとして 0、  
15 36、71 mg/kg 体重/日相当）を 85 週間飲水投与する試験が実施されている。  
16 またところ、その結果、腫瘍発生率の有意な増加は認められなかったとされ  
17 ている。。（参照 19、24、32）

18  
19 上述の Kurokawa ら (1986) の報告によれば、雌雄の F344 ラット（各群  
20 50 匹）に亜塩素酸ナトリウム（0、300、600 mg/L；亜塩素酸イオンとして、  
21 雄：0、18、32 mg/kg 体重/日、雌：0、28、41 mg/kg 体重/日相当）を 85  
22 週間飲水投与する試験が実施されている。またところ、その結果、腫瘍発生  
23 率の有意な増加は認められなかったとされている。（参照 19、24、32）

24  
25 亜塩素酸ナトリウムのラット 2 年間飲水投与試験（「(2) ⑥ラット 2 年間  
26 反復投与毒性試験」)においても腫瘍はみられていない。（参照 19、24）

### 27 28 (次亜塩素酸ナトリウム)

29 添加物評価書「次亜塩素酸水」(2007) でも記載しているとおり、マウ  
30 スに次亜塩素酸ナトリウム（500、1,000 mg/kg 体重/日）を 103 週間、ラ  
31 ットに次亜塩素酸ナトリウム（500～2,000 mg/kg 体重/日）を 104 週間投  
32 与し、発がん性について研究した結果が報告されている。それによると、  
33 生存率及び腫瘍発生率については次亜塩素酸ナトリウム濃度に関わらず、  
34 対照群と有意差がなかったとされている。（参照 26）

### 35 36 (4) 生殖発生毒性

#### 37 ① マウス生殖毒性試験

38 上述の Moore & Calabrese (1982) の報告によれば、妊娠 A/J マウス

1 (F0 : 各群 10 匹) に亜塩素酸ナトリウム (亜塩素酸イオンとして 0、100  
2 mg/L ; 0、22 mg/kg 体重/日相当) を、妊娠期から授乳期にかけて飲水投  
3 与する試験が実施されている。また、その結果、受胎率は対照群で  
4 56%、投与群で 39%であり、児動物の離乳時の体重は対照群と比べて 14%  
5 減少したとされている。LOAEL は亜塩素酸イオンとして 100 mg/L (22  
6 mg/kg 体重/日相当) と推定されている。(参照 19、24、27)

## 8 ② ラット生殖毒性試験

9 Carlton ら (1987) の報告によれば、Long-Evans ラット (各群雄 12  
10 匹) に亜塩素酸ナトリウム (0、1、10、100、500 mg/L ; 亜塩素酸イオン  
11 として 0、0.075、0.75、7.5、27 mg 体重/日相当) を 72~76 日間飲水投  
12 与する試験が実施されている。また、その結果、投与に関連する一  
13 般状態の変化、生殖能及び生殖器官の病理組織学的変化は認められなかつ  
14 たが、異常精子数の増加及び精子の直進運動性の低下が 100 mg/L 以上の  
15 投与群で認められたとされている。Carlton ら本論文の著者はこれらの変  
16 化は毒性学的に比較的小さいものであるとしている。WHO 及び EPA は、  
17 精子への影響に基づいて、NOAEL を 10 mg/L (亜塩素酸イオンとして 0.75  
18 mg/kg 体重/日) としている。(参照 19、24、29、33)

19  
20 本専門調査会としては、精子への影響が認められているが軽微であり、  
21 設定された用量の公比が大きく、また、他の報告 (参照 34、35) にお  
22 いて、より高用量まで同様の影響がみられていないことから、当該試験の  
23 NOAEL をそのまま ADI 設定の根拠として用いることが適切でないと考え  
24 る。

25  
26 上述の Carlton ら (1987) の報告によれば、Long-Evans ラット (各群  
27 雄 12 匹、雌 24 匹) に亜塩素酸ナトリウム (0、1、10、100 mg/L ; 亜塩  
28 素酸イオンとして 0、0.075、0.75、7.5 mg/kg 体重/日) を雄の交配前 56  
29 日間及び交配中 10 日間飲水投与した。雌では交配前 14 日から分娩後 21  
30 日の離乳時まで、交配、妊娠及び授乳期間中を通じて飲水投与する試験が  
31 実施されている。また、その結果、母動物の生殖及び児動物の生存及び成長  
32 に投与の影響はみられなかったとされている。100 mg/L 投与群において  
33 21 日齢の雌児、40 日齢の雄児のトリヨードチロニン (T<sub>3</sub>) の低下及び 40  
34 日齢の雌雄児のチロキシン (T<sub>4</sub>) 濃度の低下が認められたとされている。  
35 WHO は、生殖毒性が認められなかったことから、NOAEL を 100 mg/L (亜  
36 塩素酸イオンとして 7.5 mg/kg 体重/日) としている。(参照 19、24、  
37 29、33)

1 Gill ら (2000) の報告によれば、EPA 試験ガイドラインに従い、GLP  
2 下にて実施された SD ラット (F0 : 各群雌雄各 30 匹) を用いて亜塩素酸  
3 ナトリウム (0、35、70、300 mg/L) を投与した生殖毒性試験において  
4 は、雄の交配前 10 週間及び交配期間中、雌の交配前 10 週間、交配、妊娠  
5 及び授乳期間中を通じて飲水投与が行われている。F0 及び F1 におけ  
6 る各群の 25 母体から初産の雌雄の離乳児各 1 匹を次世代を得るための親  
7 動物として選抜し、親動物と同濃度の飲水を加え、生後 14 週齢で同群内  
8 の雌雄を交配させている。70 mg/L 投与群で、F2a 児数が減少した  
9 ため、F2a の離乳後に F1 を再交配して得られた児を F2b としている。  
10 その結果、亜塩素酸イオン摂取量は、F0 の雄で 0、3.0、5.6、20.0 mg/kg  
11 体重/日、雌で 0、3.8、7.5、28.6 mg/kg 体重/日、F1 の雄で 0、2.9、5.9、  
12 22.7 mg/kg 体重/日、雌で 0、3.8、7.9、28.6 mg/kg 体重/日であったとさ  
13 れている。生殖、生殖器官の病理組織学的所見、精子数及び精子の形態に  
14 投与の影響は認められなかったとされている。主に 70 及び 300 mg/L 投与  
15 群の全世代の雌雄で嗜好性の低下による飲水量、摂餌量、体重増加の減少  
16 が認められたとされている。300 mg/L 投与群の F1、F2 の生存率低下、  
17 出生時及び授乳期間中の体重減少、正向反射達成率の低下及び雌雄の性成  
18 熟の遅延、F1 の生後 11 日雄の脳重量の低下、F1 の赤血球指標の低下が認  
19 められたとされている。また、70 及び 300 mg/L 投与群で F2b の生後 24  
20 日に聴覚驚愕反応の低下が認められた。35 及び 70 mg/L 投与群の F1 では  
21 赤血球指標の軽微であるが有意な変化がみられたが、背景データの範囲内  
22 の変化であったとされている。Gill ら本論文の著者は、血液毒性に対する  
23 NOAEL を 70 mg/L、神経毒性に対する NOAEL を 300 mg/L 投与群とし  
24 ているが、WHO は、70 mg/L 投与群における聴覚驚愕反応の低下、F1 及  
25 び F2 における脳重量の低下、F0 及び F1 における肝重量の低下を根拠に、  
26 また EPA は、70 mg/L 投与群における聴覚驚愕反応の低下、F0 及び F1  
27 における肝重量の低下を根拠に、NOAEL を 35 mg/L (亜塩素酸イオンと  
28 して 2.9 mg/kg 体重/日) としている<sup>2</sup>。(参照 19、24、29、34)

29 本専門調査会としては、F2b の 70 mg/L 投与群で認められた聴覚驚愕反  
30 応の低下に基づいて、NOAEL を 35 mg/L (亜塩素酸イオンとして 2.9  
31 mg/kg 体重/日) と評価した。

### 32 ③ ラット発生毒性試験

34 Couri ら (1982) の報告によれば、SD ラット (各群 4~13 匹) の妊娠  
35 8~15 日に亜塩素酸ナトリウム (0、0.1、0.5、2% ; 亜塩素酸イオンとし  
36 て 0、70、440、610 mg/kg 体重/日) を飲水投与、または 200 mg/kg 体重

<sup>2</sup> WHO において亜塩素酸イオンとしての耐容一日摂取量 (TDI) の設定根拠とされた試験成績である。

1 | を強制経口投与し、胎児及び新生児に対する影響をの検査が行われている  
2 | した。その結果、200 mg/kg 体重強制経口投与群では全てのラットが死亡  
3 | したが、飲水投与では死亡はみられなかったとされている。0.5 及び 2%投  
4 | 与群では体重、摂餌量及び飲水量の低下がみられ、0.1%投与群で摂水量の  
5 | 低下がみられたとされている。2%投与群で吸収胚の増加がみられたとされ  
6 | ている。0.1%以上投与群で分娩児の頭臀長の短縮がみられたが、体重には  
7 | 差は認められなかったとされている。奇形の発現頻度及び児の生後発育に  
8 | は投与の影響はみられなかったとされている。EPA は影響レベルを亜塩素  
9 | 酸イオンとして 0.1%としている。しかし、Couri ら本論文の著者は、0.1  
10 | 及び 0.5%投与群では発生毒性はみられなかったとしている。(参照 19、  
11 | 36)

12 | 本専門調査会としては、0.1%以上投与群でみられた分娩児の頭臀長の短  
13 | 縮を毒性とはみなさず、2%投与群でみられた吸収胚の増加に基づいて、  
14 | NOAEL を亜塩素酸イオンとして 0.5% (亜塩素酸イオンとして 440 mg/kg  
15 | 体重/日) と評価した。

16 |  
17 | Mobley ら (199082) の報告によれば、雌ラット (各群 12 匹) への亜  
18 | 塩素酸ナトリウム (0、20、40 mg/L ; 亜塩素酸イオンとして 0、3、6 mg/kg  
19 | 体重/日相当) の 9 週間 (交配 10 日前～受胎後 35～42 日後) 飲水投与し、  
20 | 無処置雄ラットと交配させて児を得る試験が実施されている。その結果、  
21 | 40 mg/L 投与群の受胎後 36～39 日の児に一貫した探索行動の低下が認め  
22 | られたが、40 日では変化は認められなかったとされている。WHO 及び  
23 | EPA は、行動影響から、NOAEL を 20 mg/L (亜塩素酸イオンとして 3  
24 | mg/kg 体重/日) としている<sup>3</sup>。(参照 19、24、37)

25 |  
26 | Suh ら (1983) の報告によれば、SD ラット (各群 6～9 匹) に亜塩素  
27 | 酸イオン (0、1、10 mg/L ; 0、0.1、1 mg/kg 体重/日) を含む蒸留水を、  
28 | 交配前と妊娠期間中の 2.5 ヶ月間投与したところ、投与群で異常発生率が  
29 | 増加したが、投与群の匹数が少ないため、統計学的に有意とはみなされな  
30 | かった。(参照 19、24、29、38)

#### 31 | 32 | ④ ウサギ発生毒性試験

33 | Harrington ら (1996) の報告によれば、ニュージーランドホワイトウ  
34 | サギ (各群 16 匹) に亜塩素酸ナトリウム (0、200、600、1,200 mg/L ;  
35 | 亜塩素酸イオンとして 0、10、26、40 mg/kg 体重/日) を妊娠 7 日から 19  
36 | 日まで飲水投与する試験が実施されている。したところ、その結果、600  
37 | mg/L 以上の投与群で、妊娠ウサギの飲水量及び摂餌量の減少がみられ、

<sup>3</sup> EPA において亜塩素酸イオンとしての参照用量 (RfD) の設定根拠とされた試験成績である。

1 胎児重量のわずかな低下及び化骨遅延胎児のわずかな増加がみられたとさ  
2 れている。催奇形性は認められなかったとされている。Harringtonら本論  
3 文の著者は、NOAELを200 mg/L（亜塩素酸イオンとして10 mg/kg 体重  
4 /日）と推定している。（参照19、24、39）

## 6 （二酸化塩素）

7 WHO 飲料水質ガイドラインにおける評価における二酸化塩素の飲水投  
8 与試験のうち、亜塩素酸イオンの安全性評価に関与すると考えられるもの  
9 は、「（2）反復投与毒性」に記載の報告以外は以下のとおりである。

10  
11 上述の Suh ら（1983）の報告によれば、SD ラット（各群雌 6～8 匹）  
12 に二酸化塩素水溶液（0、1、10、100 mg/L；0、0.1、1、10 mg/kg 体重/  
13 日相当）を交配前と妊娠期間中の 2.5 ヶ月間飲水投与する試験が実施され  
14 ている。またところ、その結果、100 mg/L 投与群で着床数及び出生児数  
15 の減少が認められた。WHO は、NOAEL を 10 mg/L（1 mg/kg 体重/日）  
16 としている。しかし、本実験では使用動物数が少なく、用量の公比が大き  
17 く設定されている。（参照19、24、38）

18  
19 その他、以下の強制経口投与試験の報告がある。

20 Toth（1990）の報告によれば、Long-Evans ラットに二酸化塩素水溶液  
21 （14 mg/kg 体重/日）を生後 1～20 日に強制経口投与する試験が実施され  
22 てる。またところ、その結果、生後 11、21 及び 35 日に体重の低値、投与  
23 後 21 及び 35 日に前脳の重量及びタンパク質量の低下がみられ、生後 11  
24 及び 21 日に前脳の DNA 量の低下がみられたとされている。小脳、嗅球の  
25 細胞増殖には対照群との間に有意な差はなく、前脳、小脳、脳幹の病理組  
26 織学的変化も認められなかったとされている。WHO は、LOAEL を 14  
27 mg/kg 体重/日としている。（参照24、29、40）本専門調査会として  
28 は、認められた影響は、ラットの低体重に起因するものであり、毒性学的  
29 に重要な所見ではないと考える。

30  
31 これらの試験結果は、非常に酸性度の強い水溶液を用いていることか  
32 ら、二酸化塩素でなく、酸による影響を検出している可能性がある。こ  
33 のことも踏まえ、本専門調査会は、これらの報告を ADI 設定において考  
34 慮すべきでないと考ええる。

## 35 36 （5）遺伝毒性

37 Ishidate ら（1984）の報告によれば、細菌（*Salmonella typhimurium* TA92、  
38 TA94、TA98、TA100、TA1535、TA1537）を用いた亜塩素酸ナトリウムに

1 | よる復帰突然変異試験（最高用量 0.3 mg/plate）が実施されており、では、  
2 | S9mix 存在下において TA100 の最高用量のみで弱い陽性（対照群の 2 倍程  
3 | 度）の結果が得られたとされている。（参照 19、24、41）  
4 |

5 | 上述の Ishidate ら（1984）の報告によれば、チャイニーズハムスター肺  
6 | 由来培養細胞（CHL）を用いた亜塩素酸ナトリウムによる染色体異常試験（最  
7 | 高用量 0.02 mg/L）が実施されており、では、最高用量のみで陽性の結果が  
8 | 得られた。（参照 19、41）  
9 |

10 | Hayashi ら（1988）及び上述の Meier（1985）の報告によれば、 ddY マ  
11 | ウス（各群 6 匹）への亜塩素酸ナトリウムの単回強制経口投与（37.5～300  
12 | mg/kg 体重）による小核試験（~~参照 14、37~~）及び Swiss CD-1 マウス（各  
13 | 群雌雄各 5 匹）への 5 回強制経口投与（0、8、20、40 mg/kg 体重/日）によ  
14 | る小核試験（~~参照 14、30~~）が実施され、では、陰性の結果が得られたと  
15 | されている（参照 19、35、42）。ただし、参考データではあるが、ddY  
16 | マウスへの亜塩素酸ナトリウムの腹腔内投与（7.5～60 mg/kg 体重）による  
17 | 小核試験においては陽性の結果が得られたとの報告がある（参照 19、24、  
18 | 42）がある。  
19 |

20 | 上述の Meier（1985）の報告によれば、 Swiss CD-1 マウスを用いた亜塩  
21 | 素酸ナトリウムによる骨髄染色体異常試験及び B6C3F1 マウスを用いた精  
22 | 子形態異常試験では、陰性の結果であった。（参照 19、24、35）  
23 |

#### 24 | (微酸性次亜塩素酸水)

25 | 添加物評価書「次亜塩素酸水」（2007）に記載のとおり、細菌（*S.*  
26 | *typhimurium* TA98、TA100、TA1535、TA1537、*Escherichia coli* WP2uvrA）  
27 | を用いた微酸性次亜塩素酸水（pH 5.0～5.5、有効塩素濃度 50～80 mg/kg）  
28 | の復帰突然変異試験（3.91～1,000 mL/plate）が実施されており、において、  
29 | S9mix の有無にかかわらず、陰性であったとされている。（参照 26）  
30 |

31 | 以上を総合的に判断すると、細菌を用いた復帰突然変異試験でみられた  
32 | 陽性反応は弱いものであり、また、ほ乳類培養細胞を用いた染色体異常試  
33 | 験では陽性の結果が得られているものの、高用量まで試験された小核試験  
34 | において陰性であったことから、これらの遺伝毒性が生体内で発現する  
35 | とは考えがたい。従って、亜塩素酸ナトリウム及び微酸性次亜塩素酸水の  
36 | データを基に亜塩素酸水の遺伝毒性を評価すると、生体にとって特段問題と  
37 | なる遺伝毒性はないと考えられた。  
38 |

1 (6) 細胞毒性

2 微酸性次亜塩素酸水に関し、以下の報告がある。

3 添加物評価書「次亜塩素酸水」(2007)に記載のとおり、チャイニーズ・  
4 ハムスター培養細胞(V79細胞)を用いた微酸性次亜塩素酸水(pH 5.0~5.5、  
5 有効塩素濃度 50~80 mg/kg)のコロニー形成阻害試験を行った結果、次亜  
6 塩素酸水の含有率 12.5%以上で明確な細胞毒性作用が認められた。50.0%以  
7 上ではコロニーの出現が観察されず、試験から試算した IC<sub>50</sub> 値は 20.0%以下  
8 であった。(参照 26)

9  
10 (7) 抗原性

11 微酸性次亜塩素酸水に関し、以下の報告がある。

12 添加物評価書「次亜塩素酸水」(2007)に記載のとおり、雌ニュージューラ  
13 ンドホワイトウサギを用いた微酸性次亜塩素酸水の皮膚一次刺激性試験、皮  
14 膚累積刺激性試験及び眼刺激試験、並びにハートレイモルモットを用いた感  
15 作性試験において、いずれの動物にも異常は認められなかった。(参照 26)

16  
17 (8) ヒトにおける知見

18 Lubbers ら (1981) の報告によれば、21~35 歳の男性 (各群 10 名) に亜  
19 塩素酸イオン 0.01、0.1、0.5、1.0、1.8、2.4 mg/L、1 L/日を含む飲料水を  
20 用量漸増法で投与 する試験が実施されている。またその結果、血清中の尿素  
21 窒素、クレアチニン及びその両者の比 (群平均値) の変化が認められたが、  
22 Lubbers ら本論文の著者はこの変化の臨床病理学的意義はないと結論付けて  
23 いる。WHO は、NOAEL は 2.4 mg/L (0.034 mg/kg 体重/日) とすることが  
24 可能であると判断している。(参照 24、43)

25 同じ男性に、亜塩素酸ナトリウム (亜塩素酸イオンとして飲水中 5 mg/L、  
26 0.5 L/日) を約 12 週間摂取させ、その後 8 週間観察 する試験が実施されてい  
27 る。また ところ、その結果、平均赤血球ヘモグロビン量 (群平均値) の変化  
28 が認められたが、時間経過との関連が無く、数値は正常範囲内にあることか  
29 ら、本論文の著者はこの変化の臨床病理学的意義を否定している。WHO は、  
30 NOAEL は亜塩素酸イオンとして 5 mg/L (36 µg/kg 体重/日相当) としてい  
31 る。(参照 24、43)

32  
33 Lubbers ら (1984) の報告によれば、G6PD 欠損の健康な成人男性 (3 名)  
34 に亜塩素酸ナトリウム (5 mg/L、500 mL/日 (体重を 60 kg と仮定すると、  
35 42 µg/kg 体重/日相当)) を 12 週間摂取させ、その後 8 週間観察 する試験が  
36 実施されている。また ところ、その結果、生化学的及び生理学的指標につい  
37 て、亜塩素酸イオンの摂取による臨床病理学的意義のある変化は認められな  
38 かった とされている。(参照 44)

1  
2 (9) その他

3 添加物評価書「次亜塩素酸水」(2007)―「次亜塩素酸水の成分規格改正に係  
4 る食品健康影響評価」(平成19年1月25日府食第94号)において、次亜塩  
5 素酸水の安全性については、強酸性 (pH 2.5、有効塩素濃度 50~60 mg/kg)  
6 及び微酸性 (pH 5.5、有効塩素濃度 70 mg/kg) 次亜塩素酸水について多く  
7 の報告があり、その中で急性経口毒性試験、皮膚刺激性試験、急性眼刺激性  
8 試験、皮膚感作性試験、口腔粘膜刺激性試験、復帰突然変異試験及び染色体  
9 異常試験において、変化は認められなかったとされている。また、細胞毒性  
10 に関しては、高濃度においてやや細胞の増殖が抑制されたが、他の市販の消  
11 毒薬と比較して毒性の少ないことを認めている。弱酸性次亜塩素酸水 (pH  
12 2.7~5.0、有効塩素濃度 10~60 mg/kg) については、「弱酸性次亜塩素酸水  
13 (pH 2.7~5.0) の主要な化学種は、現在、食品添加物として使用されている  
14 強酸性次亜塩素酸水、次亜塩素酸ナトリウム、高度サラシ粉等に含まれるも  
15 のとほぼ同じであり、また、使用後の残留性も無いことから、申請者は安全  
16 性に問題はないと考えている」とされている。(参照 26)

17  
18 3-III. 一日摂取量の推計等

19 「平成 16 年国民健康・栄養調査報告」(参照 45)における「野菜類」、「穀  
20 類(米・加工品)」、「果実類」、「魚介類」、「肉類」、「豆類」、「藻類」の推定摂取  
21 量の平均値(一人一日当たり(g))をもとに、最終食品の完成前に除去すると  
22 の使用基準案に基づき、亜塩素酸水の日摂取量を推定した。なお、指定等要  
23 請者事業者は、対象食品群を限定していないが、「平成 17 年度食中毒発生状況  
24 の概要について」(厚生労働省食品安全部 平成 18 年 7 月)を踏まえ、今後わ  
25 が国の食中毒事件の発生件数の削減にとって重点的に微生物管理が必要と考え  
26 られる食品群を選定したとしている。(参照 46、47)

27 摂取量は、「野菜類」は 253.9 g、「精白米」は 161.2 g(「穀類(米・加工品)」  
28 343.0 g に換算係数 0.47(参照 48)を掛けたもの)、「果実類」は 119.2 g、「魚  
29 介類」は 82.6 g、「豆類」は 61.5 g、「藻類」は 12.9 g であった。これらの食品  
30 群の摂取量には、現公定法における検出限界(1 mg/kg)程度の HClO<sub>2</sub>が含ま  
31 れていると仮定し、さらに日本人の平均体重を 50 kg と仮定した場合、1 日に  
32 摂取される HClO<sub>2</sub>の量は、0.014 mg/kg 体重/日と推定される。同様に、「肉類」  
33 の摂取量は 77.9 g であり、この食品群の摂取量に対し、検出限界(5 mg/kg)  
34 程度の HClO<sub>2</sub>が含まれていると仮定した場合、1 日に摂取される HClO<sub>2</sub>の量  
35 は、0.008 mg/kg 体重/日と推定される。「果実類」に関しては、果皮の殺菌が  
36 一般的な用途であると仮定すると、果実類の摂取時には、通常、果皮は除去さ  
37 れるものと考えられるので、1 日に摂取される HClO<sub>2</sub>の量は、過剰な見積もり  
38 となることを前提に、計 0.022 mg/kg 体重/日と推定される。

## Ⅳ. 国際機関等における評価

### 1. JECFA における評価

2007 年の第 68 回 JECFA 会合において、ASC の ADI は、ラット二世代生殖毒性試験結果（参照 3 4）に基づき、亜塩素酸イオンとして 0.03 mg/kg 体重/日、塩素酸イオン（ClO<sub>3</sub><sup>-</sup>）として 0.01 mg/kg 体重/日と設定することとされた。（参照 4 9）

### 2. 米国環境保護庁（EPA）における評価

亜塩素酸及び二酸化塩素について、EPA は、二酸化塩素は亜塩素酸として毒性を発現すると考え、両化合物の神経行動学的影響や発達毒性の知見から、二酸化塩素について NOAEL は設定せず、亜塩素酸イオンの NOAEL を設定することで十分に安全を確保できるとしている。

亜塩素酸ナトリウムを用いたラットの発生毒性試験の結果（参照 ~~1 9、2 4、3 7~~）に基づき、児に認められた探索行動の低下を根拠に、NOAEL は 3 mg/kg 体重/日とされている。この NOAEL に不確実係数として 100 を用い、参照用量（RfD）は亜塩素酸イオンとして 0.03 mg/kg 体重/日とされている。（参照 1 9）

### 3. 米国 FDA における評価

ASC について、亜塩素酸ナトリウム及び二酸化塩素の安全性評価は EPA の評価を引用して行われている。FDA、米国農務省（USDA）は、全家禽胴体肉、未処理の家禽胴体の部分、肉及び挽肉形成肉、果実、野菜、香辛料、水産物への使用並びに食品の加工工程での使用を認めている。（参照 1 1、1 3、1 6、5 0、5 1）

また、二酸化塩素についても、亜塩素酸イオンとして評価され、殺菌料として鶏肉加工や生食用以外の果物や野菜への使用が認められている。（参照 5 2）

### 4. WHO 飲料水水質ガイドラインにおける評価

亜塩素酸の暴露による最も重要な影響は、その酸化ストレスに基づく赤血球の変化であるとしている。また、慢性毒性試験及び二世代生殖試験を含め、亜塩素酸のヒトの耐容一日摂取量（TDI）を評価するための十分なデータが存在するとしている。

亜塩素酸ナトリウムを用いたラットの二世代生殖毒性試験（参照 ~~1 9-1-2 9、3 4~~）に基づき、驚愕反応の低下、F1 と F2 における脳重量の減少及び F0 と F1 における肝重量の低下を根拠に、NOAEL は 2.9 mg/kg 体重/日とされている。この NOAEL に不確実係数として 100（個体差及び種差に各 10）を用い、

1 TDI は亜塩素酸イオンとして 30 µg/kg 体重/日とされている。

2 なお、亜塩素酸の暫定ガイドライン値が二酸化塩素の安全性を十分確保でき  
3 ると考えられることから、二酸化塩素のガイドライン値は設定されていない。  
4 (参照 2 4)

## 6 | 5. 欧州 EUにおける評価

7 EU において加工助剤は規制の対象とされていないが、二酸化塩素、ASC、  
8 過酸 (peroxyacids)、リン酸三ナトリウムにより殺菌された家禽肉について、  
9 毒性学的なリスクは無視しうるとされている。しかしながら、二酸化塩素、ASC、  
10 過酸等の反応性の高い物質は、家禽肉中で化学変化を起こす可能性があるが、  
11 反応生成物は同定されておらず、結果として毒性学的評価はできないとされて  
12 いる。(参照 2 0)

## 14 6. 国際がん研究機関 (IARC) における評価

15 1991 年、亜塩素酸ナトリウムの発がん性について Group 3 (ヒトへの発がん  
16 性について分類できない) と評価されている。(参照 2 4、5 3)

## 18 7. わが国における評価

19 塩素化合物に関し、次の評価がなされている。

20 亜塩素酸ナトリウムについては、カズノコ (調理加工品に限る) に使用する  
21 ための使用基準改正に係る食品健康影響評価の結果、「亜塩素酸ナトリウムの  
22 ADI を亜塩素酸イオンとして 0.029 mg/kg 体重/日と設定する。」と評価されて  
23 いる。(平成 16 年 11 月 18 日府食第 1166 号) (参照 5 4)

24 次亜塩素酸水については、成分規格改正に係る食品健康影響評価の結果、「今  
25 回、食品健康影響評価を求められた 2 種類の次亜塩素酸水は、使用后、最終食  
26 品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。」と評価され  
27 ている。(平成 19 年 1 月 25 日府食第 94 号) (参照 2 6)

## 29 IV V. 食品健康影響評価

30 亜塩素酸水は、亜塩素酸 ( $\text{HClO}_2$ ) を主たる有効成分としているが、pH の変  
31 動により二酸化塩素 ( $\text{ClO}_2$ )、亜塩素酸イオン ( $\text{ClO}_2^-$ ) 等も発生しうるものであ  
32 り、また、生体中では代謝等により亜塩素酸のほか、塩化物イオン ( $\text{Cl}^-$ )、二酸  
33 化塩素、亜塩素酸イオン等の生成も考えられる。

34 |  
35 よって、申請物質の毒性に関する試験報告はないが、既にわが国で使用の認め  
36 られている亜塩素酸ナトリウム ( $\text{NaClO}_2$ ) の試験成績のほか、二酸化塩素、次  
37 亜塩素酸水または次亜塩素酸ナトリウム ( $\text{NaClO}$ ) の試験成績も参考に、総合的  
38 に評価することは可能と判断した。

1  
2 亜塩素酸ナトリウム等の安全性試験成績（別紙）を評価した結果、亜塩素酸イ  
3 オンの摂取による主要な影響は、赤血球の損傷と考えられた。発がん性は認めら  
4 れなかった。遺伝毒性については、細菌を用いた復帰突然変異試験でみられた陽  
5 性反応は弱いものであり、また、ほ乳類培養細胞を用いた染色体異常試験では  
6 陽性の結果が得られているものの、高用量まで試験された小核試験において陰  
7 性であったことから、生体にとって特段問題になる遺伝毒性はないと考えられた。

8  
9 なお、亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能  
10 性があるが、現在の製造基準案の適用により、臭素酸の生成量を水道水質基準以  
11 下に抑えることが可能であると考えられる。

12  
13 以上から、亜塩素酸水の主たる有効成分である亜塩素酸は、添加物として適切  
14 に使用され、最終食品の完成前に除去する旨の使用基準が遵守される限り、安全  
15 性に特段の懸念はないと考えられた。

16  
17 上記を踏まえ、亜塩素酸水の ADI は、亜塩素酸イオンとして 0.029 mg/kg 体  
18 重/日と評価した。

19  
20

ADI	0.029 mg/kg 体重/日（亜塩素酸イオンとして）
（ADI 設定根拠資料）	生殖毒性試験
（動物種）	ラット
（投与方法）	飲水投与
（NOAEL 設定根拠所見）	F2b：聴覚驚愕反応の低下
（NOAEL）	2.9 mg/kg 体重/日（亜塩素酸イオンとして）
（安全係数）	100

27  
28

#### 29 ~~V. 付帯事項~~

30 ~~亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性がある~~  
31 ~~ことから、厚生労働省は、以下の事項について確実に履行すべきである。~~

32  
33 ~~・臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、~~  
34 ~~同調査結果及び検討結果を、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告する~~  
35 ~~こと。~~

36  
37 なお、既に使用の認められている次亜塩素酸ナトリウム等、臭素酸の混入する可  
38 能性のある食品添加物についても、混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の

- 1 必要性について検討すべきと考える。
- 2

## 1 | &lt;別紙 1 : 略称&gt;

<u>略称</u>	<u>名称等</u>
<u>ASC</u>	<u>Acidified Sodium Chlorite solutions</u>
<u>CHL</u>	<u>チャイニーズ・ハムスター肺由来培養細胞株</u>
<u>EPA</u>	<u>Environmental Protection Agency</u>
<u>EU</u>	<u>European Union : 欧州連合</u>
<u>FASEB</u>	<u>Federation of American Societies for Experimental Biology : 生物 実験科学連合</u>
<u>GLP</u>	<u>Good Laboratory Practice</u>
<u>GMP</u>	<u>Good manufacturing practice : 適正使用規範</u>
<u>GRAS</u>	<u>Generally Recognized as Safe : 一般的に安全とみなされる</u>
<u>JECFA</u>	<u>Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives : FAO/WHO : 合同食品添加物専門家会議</u>
<u>LOAEL</u>	<u>Lowest Observed Adversed Eeffect Level</u>
<u>SCF</u>	<u>Scientific Committee for Food : 欧州食品科学委員会</u>
<u>WHO</u>	<u>World Health Organization : 世界保健機関</u>

2 |

1 <別紙+2：亜塩素酸水 安全性試験結果>

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照 No.
急性毒性	ラット	単回	経口		亜塩素酸ナトリウム		LD <sub>50</sub> : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 105 mg/kg 体重	2 2 2 4
	ウズラ	単回	経口				LD <sub>50</sub> : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 493 mg/kg 体重	2 3 2 4
	ネコ	単回	経口	雄		ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 20、64 mg/kg 体重	64 mg/kg 体重の投与で 40～90 分後にメトヘモグロビン化のピーク (約 40%) が、20 mg/kg 体重の投与でそれより遅い時点でピーク (10～30%) がみられ、両投与群でメトヘモグロビン血症がみられた。	2 5
	マウス	単回	経口	雌雄各 5	微酸性次亜塩素酸水 (pH 5.0～5.5、有効塩素濃度 50 ～ 80 mg/kg)	50 mL/kg 体重	雌雄ともに死亡例は認められず、中毒症状を示す動物も認められなかった。	2 6
反復投与毒性	マウス	30 日間	飲水	*A/J マウス及び C57L/J マウス (各 11-23)	亜塩素酸ナトリウム	0、1、10、100 mg/L	何れの系統のマウスにおいても 100 mg/L 投与群で赤血球の G6PD 活性、浸透圧脆弱性及び平均容積の有意な上昇が認められた。 〈NOAEL : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 10 mg/L (1.9 mg/kg 体重/日) (EPA による)〉	1 9 2 7
	マウス	30、90、180 日間	飲水	雄 55～60	亜塩素酸ナトリウム	0、4、20、100 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、3、15、75 mg/L)	腎病理組織学的検査、腎重量及びその比重量、体重並びに飲水量に有意な影響は認められなかった。	1 9 2 7

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
	ラット	30～90日間	飲水	雄 6	亜塩素酸イオン	0、10、50、100、250、500 mg/L (0、1、5、10、25、50 mg/kg 体重/日相当)	血液学的検査の結果、100 mg/L 以上の投与群で一時的な貧血が認められた。30 日後には 50 及び 100 mg/L 投与群で赤血球グルタチオン濃度が対照群よりもそれぞれ 15 及び 31%減少し、90 日後には 50 及び 100 mg/L 投与群で 30 及び 40%減少した。 〈NOAEL : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 10 mg/L (1 mg/kg 体重/日) (WHO による)〉	2 4 2 5

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
反復投与毒性(つぎ)	ラット	13週間	経口	雌雄各15	亜塩素酸ナトリウム	0、10、25、80 mg/kg 体重/日	<p>80 mg/kg 体重/日投与群で被験物質によると考えられる4例の死亡例が認められた。 (ClO<sub>2</sub><sup>-</sup>とした。</p> <p>血液学的検査では、10 mg/kg 体重/日以上、0.7.4、18.6、59.7 mg/kg 体重/日相当) 上の投与群の雄及び25 mg/kg 体重/日以上投与群の雌で、赤血球数の有意な減少が認められた。また、25 mg/kg 体重/日以上投与群の雄で、ヘマトクリット及びヘモグロビン濃度の有意な減少と、メトヘモグロビン濃度及び好中球数の有意な上昇が認められた。一方、80 mg/kg 体重/日投与群の雌では、メトヘモグロビン濃度の有意な減少がみられたほか、3匹に赤血球の形態変化を観察した。</p> <p>80 mg/kg 体重/日投与群の雄及び25 mg/kg 体重/日以上投与群の雌で、脾臓比重量の有意な増加が、80 mg/kg 体重/日の投与群の雄及び25 mg/kg 体重/日以上投与群の雌で、副腎比重量の有意な増加が認められた。</p> <p>病理組織学的検査では、80 mg/kg 体重/日投与群の雄7匹及び雌8匹に、前胃の扁平上皮過形成、角化、潰瘍形成、慢性炎症及び浮腫が認められた。潰瘍形成、慢性炎症及び浮腫は、25 mg/kg 体重/日投与群の雄2匹にも認められた。</p> <p>〈NOAEL : 10 mg/kg 体重/日 (ClO<sub>2</sub><sup>-</sup>として 7.4 mg/kg 体重/日)〉</p>	19 24 28 29
	ラット	1年間	飲水	雄4	亜塩素酸ナトリウム	0、10、100 mg/L (20時間/日、7日/週)	<p>10 mg/L 投与群で投与開始後10、11ヶ月目に有意な体重増加抑制が認められ、100 mg/L 投与群では2ヶ月目以降から認められた。赤血球数、ヘマトクリット値、ヘモグロビン値には変化は認められなかった。</p>	19 29 30

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照 No.
	ラット	2年間	飲水	雌雄 7	亜塩素酸ナトリウム	0、1、2、4、8、100、1,000 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、0.09、0.18、0.35、0.7、9.3、81 mg/kg 体重/日相当)	全ての投与群でラットの生存期間に変化は認められなかった。100 及び 1,000 mg/L 投与群では、投与に起因すると考えられる腎病変が認められた。 〈NOAEL : 8 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0.7 mg/kg 体重/日) (著者による)〉	19 24 29
	サル	30～60日間 (rising dose 法)	飲水	雄 5、雌 7	亜塩素酸ナトリウム	亜塩素酸ナトリウム (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、25、50、100、400 mg/L ; 0、3、6、13、50 mg/kg 体重/日相当 (WHO による)、400 mg/L が 58.4 mg/kg 体重/日に相当 (EPA による))	メトヘモグロビン血症と貧血が用量依存的に認められた。	19 24 31
反復投与毒性 (つぎ)	ラット	90日間	飲水	雌雄各 10	二酸化塩素	0、25、50、100、200 mg/L (雄 : 0、2、4、6、12 mg/kg 体重/日相当、雌 : 0、2、5、8、15 mg/kg 体重/日相当)	200 mg/L 投与群において摂餌量の減少が認められ、100 mg/L 以上の投与群の雌で鼻甲介の杯細胞の過形成が認められた。また、50 mg/L 以上の投与群で水の味の変化に起因すると考えられる飲水量の減少、25 mg/L 以上の投与群の雌雄で鼻腔の炎症、雄で鼻甲介の杯細胞の過形成が認められた。 〈LOAEL : ClO <sub>2</sub> として 25 mg/L (2 mg/kg 体重/日相当) (著者による)〉	19 24 29

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
	ラット	2年間	飲水	7		0、0.5、1、5、10、100 mg/L (0、0.07、0.13、0.7、1.3、13 mg/kg 体重/日相当)	100 mg/L 投与群の雌雄で生存率の大きな低下がみられ、対照群に比べ平均生存期間が減少した。しかしながら、病理組織学的な所見との明らかな相関関係は認められなかった。 〈NOAEL: ClO <sub>2</sub> として10 mg/L (1.3 mg/kg 体重/日相当) (著者による)〉	19 24 29
発がん性	マウス	85週間	飲水	雌雄各50	亜塩素酸ナトリウム	0、250、500 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として0、36、71 mg/kg 体重/日)	腫瘍発生率の有意な増加は認められなかった。	19 24 32
	ラット	85週間	飲水	雌雄各50		0、300、600 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として雄:0、18、32、雌:0、28、41 mg/kg 体重/日)	腫瘍発生率の有意な増加は認められなかった。	19 24 32
	ラット	2年間	飲水	雌雄各7		0、1、2、4、8、100、1,000 mg/L	腫瘍はみられなかった。	19 24
	マウス ラット	103週 104週				500、1,000 mg/kg 体重/日 (マウス) 500～2,000 mg/kg 体重/日 (ラット)	生存率及び腫瘍発生率については次亜塩素酸ナトリウム濃度に関わらず、対照群と有意差がなかった。	26
生殖発生毒性	マウス	妊娠期～授乳期	飲水	雌10	亜塩素酸ナトリウム	ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として0、100 mg/L (0、22 mg/kg 体重/日)	受胎率は対照群で56%、投与群で39%であり、児動物の離乳時の体重は対照群より14%減少した。 〈LOAEL: ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として100 mg/L (22 mg/kg 体重/日)〉	19 24 27

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照 No.
	ラット	72～76日間	飲水	雄 12	亜塩素酸ナトリウム	0、1、10、100、500 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、0.075、0.75、7.5、27 mg/kg 体重/日相当)	投与に関連する一般状態の変化、生殖能及び生殖器官の病理組織学的変化は認められなかったが、異常精子数の増加及び精子の直進運動性の低下が 100 mg/L 以上の投与群で認められた。 〈NOAEL : 10 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0.75 mg/kg 体重/日) (WHO 及び EPA による)〉	1 9 2 4 2 9 3 3
	ラット	雄：交配前 56 日間及び交配中 10 日間 雌：交配前 14 日から分娩後 21 日の離乳時まで	飲水	雄 12、雌 24 (F0)	亜塩素酸ナトリウム	0、1、10、100 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、0.075、0.75、7.5 mg/kg 体重/日)	母動物の生殖及び児動物の生存及び成長に投与の影響はみられなかった。100 mg/L 投与群において 21 日齢の雌児、40 日齢の雄児の T <sub>3</sub> の低下及び 40 日齢の雌雄児の T <sub>4</sub> 濃度の低下が認められた。 〈NOAEL : 100 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 7.5 mg/kg 体重/日)〉	1 9 2 4 2 9 3 3
生殖発生毒性 (つぎ)	ラット	雄：交配前 10 日間、交配期間中 雌：交配前 10 日間、交配、妊娠、授乳期間	飲水	雌 雄 各 30 (F0)	亜塩素酸ナトリウム	0、35、70、300 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として F0 : 雄:0、3.0、5.6、20.0、雌:0、3.8、7.5、28.6 mg/kg 体重/日 F1 : 雄:0、2.9、5.9、22.7、雌:0、3.8、7.9、28.6 mg/kg 体重/日)	生殖、生殖器官の病理組織学的所見、精子数及び精子の形態に投与の影響は認められなかった。主に 70 及び 300 mg/L 投与群の全世代の雌雄で嗜好性の低下による飲水量、摂餌量、体重増加の減少が認められた。300 mg/L 投与群の F1、F2 の生存率低下、出生時及び授乳期間中の体重減少、正向反射達成率の低下及び雌雄の性成熟の遅延、F1 の生後 11 日雄の脳重量の低下、F1 の赤血球指標の低下が認められた。また、70 及び 300 mg/L 投与群で F2b の生後 24 日に聴覚驚愕反応の低下が認められた。35 及び 70 mg/L 投与群の F1 では赤血球指標の軽微であるが有意な変化がみられたが、背景データの範囲内の変化であった。 〈NOAEL : 70 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 2.9 mg/kg 体重/日)〉	1 9 2 4 2 9 3 4

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
	ラット	妊娠 8～15 日目	飲水 強制経口	雌 4～13	亜塩素酸ナトリウム	0、0.1、0.5、2% ; ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、70、440、610 mg/kg 体重/日 200 mg/kg 体重	200 mg/kg 体重強制経口投与群では全てのラットが死亡したが、飲水投与では死亡はみられなかった。0.5 及び 2% 投与群では体重、摂餌量及び飲水量の低下がみられ、0.1% 投与群で摂水量の低下がみられた。2% 投与群で吸収胚の増加がみられた。0.1% 以上投与群の分娩児の頭臀長の短縮がみられたが、体重には差は認められなかった。奇形の発現頻度及び児の生後発育には投与の影響はみられなかった。 (NOAEL : ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0.5% (440 mg/kg 体重/日))	19 36
	ラット	9 週間(交配 10 日前～受胎後 35～42 日後)	飲水	雌 12	亜塩素酸ナトリウム	0、20、40 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、3、6 mg/kg 体重/日)	40 mg/L 投与群の受胎後 36～39 日の児に一貫した探索行動の低下が認められたが、40 日では変化は認められなかった。 (NOAEL : 20 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 3 mg/kg 体重/日))	19 24 37
	ラット	2.5 ヶ月間 (交配前と妊娠期間中)	飲水	各 6-9	亜塩素酸イオン	0、1、10 mg/L (0、0.1、1 mg/kg 体重/日)	投与群で異常発生率が増加したが、投与群の匹数が少ないため、統計学的に有意とはみなされなかった。	19 24 29 38
	ウサギ	妊娠 7～19 日	飲水	16	亜塩素酸ナトリウム	0、200、600、1,200 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 0、10、26、40 mg/kg 体重/日)	600 mg/L 以上の投与群で、妊娠ウサギの飲水量及び摂餌量の減少がみられ、胎児重量のわずかな低下及び化骨遅延胎児のわずかな増加がみられた。催奇形性は認められなかった。 (NOAEL : 200 mg/L (ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 10 mg/kg 体重/日) (著者による))	

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
	ラット	2.5 ヶ月間 (交配前と妊娠期間中)	飲水	雄 6~8	二酸化塩素	0、1、10、100 mg/L (0、0.1、1、10 mg/kg 体重/日相当)	100 mg/L 投与群で着床数及び出生児数に減少が認められた。 〈NOAEL : ClO <sub>2</sub> として 10 mg/L (1 mg/kg 体重/日 (WHOによる))	2 4 2 9 3 8
	ラット	生後 1~20 日	強制経口			14 mg/kg 体重/日	生後 11、21 及び 35 日に体重の低値、投与後 21 及び 35 日に前脳の重量及びタンパク質量の低下がみられ、生後 11 及び 21 日に前脳の DNA 量の低下がみられた。小脳、嗅球の細胞増殖には対照群との間に有意な差はなく、前脳、小脳、脳幹の病理組織学的変化も認められなかった。 〈LOAEL : 14 mg/kg 体重/日	2 4 2 9 4 0
遺伝毒性	In vitro	復帰突然変異試験	S. typhimurium TA92 TA94 TA98 TA100 TA1535 TA1537		亜塩素酸ナトリウム	最高用量 0.3 mg/plate (+/- S9mix)	S9mix の存在下において TA100 の最高用量のみで弱い陽性 (対照群の 2 倍程度)。	1 9 2 4 4 1
		染色体異常試験	CHL		亜塩素酸ナトリウム	最高用量 0.02 mg/L	最高用量のみ陽性。	1 9 4 1
	マウス	小核試験	強制経口	6	亜塩素酸ナトリウム	37.5 ~ 300 mg/kg 体重	陰性。	1 9 4 2
		小核試験	強制経口 5 回	雌雄 5	亜塩素酸ナトリウム	0、8、20、40 mg/kg 体重/日	陰性。	1 9 3 5
		小核試験	腹腔内		亜塩素酸ナトリウム	7.5 ~ 60 mg/kg 体重	陽性。	1 9 2 4 4 2
	マウス	骨髄染色体異常試験	経口		亜塩素酸ナトリウム		陰性。	1 9 2 4

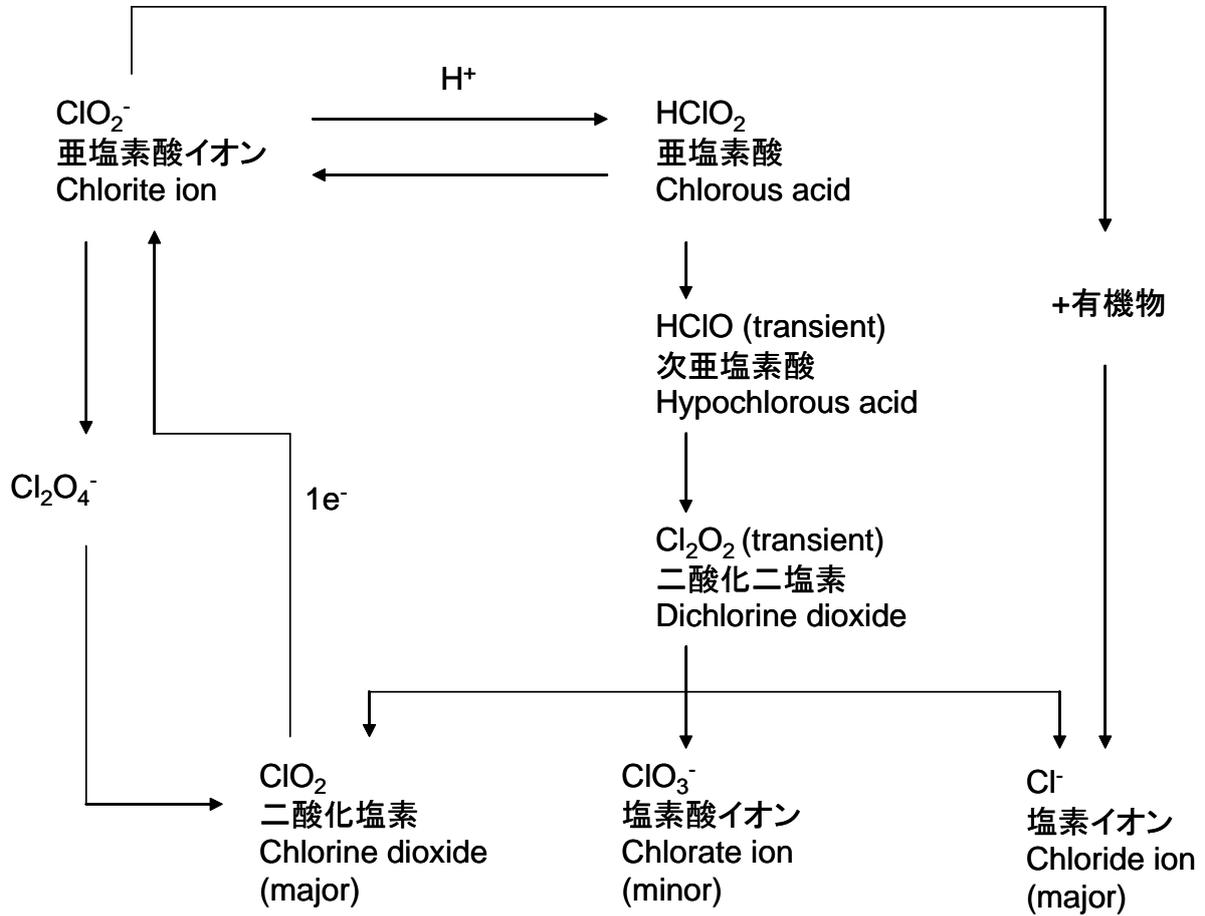
試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照No.
		精子形態異常試験					陰性。	19 24 35
	In vitro	復帰突然変異試験	S. typhimurium: TA98 TA100 TA1535 TA1537 Escherichia Coli: WP2uvrA		微酸性次亜塩素酸水 (pH 5.0～5.5、有効塩素濃度 50～80 mg/kg)	3.91～1,000 ml/plate	S9mixの有無にかかわらず、陰性であった	26
細胞毒性			チャイニーズ・ハムスター培養細胞 (V79細胞)		微酸性次亜塩素酸水 (pH 5.0～5.5、有効塩素濃度 50～80 mg/kg)		コロニー形成阻害試験を行った結果、次亜塩素酸水の含有率 12.5%以上で明確な細胞毒性作用が認められた。50.0%以上ではコロニーの出現が観察されず、試験から試算した IC <sub>50</sub> 値は 20.0%以下であった。	26
抗原性	ウサギ モルモット			雌	微酸性次亜塩素酸水		ウサギを用いた皮膚一次刺激性試験、皮膚累積刺激性試験及び眼刺激試験、並びにモルモットを用いた感作性試験において、いずれの動物にも異常は認められなかった。	26
ヒトにおける知見	ヒト	rising dose 法	飲水	男性 10名	亜塩素酸イオン	0.01、0.1、0.5、1.0、1.8、2.4 mg/L、1 L/日	血清中の尿素窒素、クレアチニン及びその両者の比 (群平均値) の変化が認められた。 〈NOAEL: ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 2.4 mg/L (0.034 mg/kg 体重/日)〉	24 43
	ヒト	約12週間	飲水	男性 10名	亜塩素酸ナトリウム	5 mg/L、0.5 L/日	平均赤血球ヘモグロビン量 (群平均値) の変化が認められたが、時間経過との関連が無く、数値は正常範囲内にあった。 〈NOAEL: ClO <sub>2</sub> <sup>-</sup> として 5 mg/L (36 µg/kg 体重/日相当)〉	24 43

試験種類	動物種	試験期間	投与方法	動物数/群	被験物質	投与量	試験結果	参照 No.
ヒトにおける知見(続き)	ヒト	12週間	飲水	G6PD* 欠損健康男性3名	亜塩素酸ナトリウム	5 mg/L、500 mL/日 (体重60 kg と仮定すると 42 µg/kg 体重/日相当)	生化学的及び生理学的指標について、亜塩素酸イオンの摂取による臨床病理学的意義のある変化は認められなかった。	44

- 1 \*G6PD: Glucose-6-phosphate dehydrogenase
- 2 A/J マウス : G6PD 活性が正常な系統
- 3 C57L/J マウス : G6PD 活性が低下している系統
- 4

1 <別紙 2 : 塩素系化合物の関係図>

2  
3  
4



5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

参考資料 : U.S.FDA Environmental Assessment (1999): 64 Federal Register (1999) Sep.15 p.49982

## 1 <参照>

- 1 厚生労働省,「亜塩素酸水」の食品添加物としての指定及び規格基準の設定に係る食品健康影響評価の依頼について(平成18年8月14日付けで食品健康影響評価を依頼した事項),第156回食品安全委員会(平成18年8月14日)
- 2 本部三慶(株),亜塩素酸水 指定申請書,平成18年8月3日
- 3 厚生労働省,「亜塩素酸水」の規格基準の設定に関する食品健康影響評価について(付帯事項への対応),第426回食品安全委員会(平成24年4月5日)
- 4 Ni Y, Yin G. Disproportionation of chlorous acid at a strong acidity. *Ind. & Engin. Chem. Res.* (1998) 37: 2367-2372.
- 5 Warf CC, et. Al, The chemistry & mode of action of acidified sodium chlorite, Alcide Corp., Session 91, 2001-06-27, IFT Annual Meeting, New Orleans, Louisiana.
- 6 International Dioxide Inc. chlorine dioxide. sodium chlorite. disinfectant, sanitizer.  
<http://www.idiclo2.com/clo2chem/onsite.html>
- 7 Yin G.. Ni Y. Mechanism of the ClO<sub>2</sub> generation from the H<sub>2</sub>O<sub>2</sub>-HClO<sub>3</sub> reaction. *Canad. J. Chem. Engin.* (2000)78: 827-833.
- 8 Colman JE, Tilak BV. Sodium Chlorate, In: McKetta, JJ. et al., eds. *Encyclopedia of Chemical Processing and Design.*, Vol. 51, Marcel Dekkaer, Publisher. (1994): 126-188.
- 9 Cayce Worf C, Kere Kemp G.. Acidified sodium chlorite(ASC)-Chemistry and mode of action. Alcide Corporation.
- 10 カズノコに係わる亜塩素酸ナトリウムの使用認可申請に関する資料(追補版)の概要. (2004年9月8日第12回添加物専門調査会資料1-2).  
<http://www.fsc.go.jp/senmon/tenkabutu/t-dai12/tenkabutu12-siryou1-2.pdf>
- 11 Kemp G.K. Alcide Corp. Food Additive Petition 0A4724-Acidified solutions of sodium chlorite for processing water applied to processed, comminuted or formed meat roducts. (2001).
- 12 厚生労働省, 添加物評価書「亜塩素酸水」付帯事項(臭素酸)に関する報告書, 平成24年3月30日
- 13 FDA 21 CFR § 173.325. (1998).

14 水質基準に関する省令（平成十五年五月三十日厚生労働省令第百一号）

- 1<sup>5</sup> Cayce Worf C, Kere Kemp G. Acidified sodium chloride solutions in food processing: A review.
- 1<sup>6</sup> FDA 21CFR § 172. 325
- 1<sup>7</sup> .亜塩素酸水 トリハロメタン等の生成について（2007年12月25日第52回 添加物専門調査会資料 2-4）.  
<http://www.fsc.go.jp/senmon/tenkabutu/t-dai52/tenkabutu52-siryoutu2-4.pdf-siryoutu1-1.pdf>
- 1<sup>8</sup> Abdel-Rahman M.S, Couri D, Bull RJ. Kinetics of ClO<sub>2</sub> and effects of ClO<sub>2</sub>, ClO<sub>2</sub><sup>-</sup> and ClO<sub>3</sub><sup>-</sup> in drinking water on blood glutathione and hemolysis in rat and chicken. *J. Environ. Path. & Toxicol.* (1980) 3: 531-449.
- 1<sup>9</sup> U.S. EPA, Toxicological review of chlorine dioxide and chlorite, in support of summary information on the integrated risk information system (IRIS), September 2000, EPA/635/R-00/007.
- 2<sup>0</sup> European Commission, Opinion of the Scientific Committee on Veterinary Measures Relating to Public Health on the Evaluation of Antimicrobial Treatments for Poultry Carcasses (Adopted on 14-15 April 2003).
- 2<sup>1</sup> Abdel-Rahman M.S, Couri D, Bull RJ. The kinetics of chlorite and chlorate in the rat. *J. Am. Coll. Toxicol.* (1984) 3: 261-267.
- 2<sup>2</sup> Musil J, Knotek Z, Chalupa J, Schmidt P. Toxicologic aspects of chlorine dioxide application for the treatment of water containing phenols. *Technol. Water* (1964) 8:327-346.
- 2<sup>3</sup> Fletcher D. Acute oral toxicity study with sodium chlorite in bobwhite quail. Industrial Bio-Test Laboratory's report to Olin Corporation (1973) (IBT No. J2119). (Cited in 10)).
- 2<sup>4</sup> WHO. Chlorite and Chlorate in Drinking Water. Background document for development of WHO Guidelines for Drinking-water Quality. (2005).
- 2<sup>5</sup> Heffernan WP, Guion C, Bull RJ. Oxidative damage to the erythrocyte induced by sodium chlorite in vivo. *Journal of Environmental Pathology & Toxicology.* (1979)2: 1487-1499.
- 2<sup>6</sup> 添加物 次亜塩素酸水の成分規格改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果(平成19年1月25日府食第94号).  
<http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-tuuchi-hypochlorite190125.pdf>

- 
- <sup>2 7</sup> Moore GS, Calabrese EJ. Toxicological effects of chlorite in the mouse. *Environ. Health Perspect.* (1982) 46: 31-37.
- <sup>2 8</sup> Harrington RM, Romano RR, Gates D, Ridgway P. Subchronic toxicity of sodium chlorite in the rat. *J. Am. Coll. Toxicol.* (1995)14: 21-33.
- <sup>2 9</sup> TERA Toxicology excellence for risk assessment - Health risk assessment/ characterization of the drinking water disinfection by-products chlorine dioxide and chlorite (8W-0766-NTLX). Cincinnati, Ohio (1998).
- <sup>3 0</sup> Couri D, Abdel-Rahman MS. Effect of chlorine dioxide and metabolites on glutathione dependent system in rat, mouse and chicken blood. *Journal of Environmental Pathology & Toxicology.* (1980)3: 451-460.
- <sup>3 1</sup> Bercz JP, Jones L, Garner L, Murray D, Ludwig A, Boston J. Subchronic toxicity of chlorine dioxide and related compounds in drinking water in nonhuman primate. *Environ. Hlt. Perspect.* (1982)46: 47-55.
- <sup>3 2</sup> Kurokawa Y, Takayama S, Konishi Y, Hiasa Y, Asahina S, Takahashi M et al. Long-term in Vivo Carcinogenicity Tests of Potassium Bromate, Sodium Hypochlorite and Sodium Chlorite Conducted in Japan. *Environmental Health Perspectives.* (1986)69: 221-235.
- <sup>3 3</sup> Carlton BD, Habash DL, Basaran AH, George EL, Smith MK. Sodium chlorite administration in Long-Evans rats: reproductive and endocrine effects. *Environ. Res.* (1987) 42: 238-245.
- <sup>3 4</sup> Gill MW, Swanson MS, Murphy SR, Bailey GP. Two-generation reproduction and developmental neurotoxicity study with sodium chlorite in the rat. *J. Appl. Toxicol.* (2000) 20: 291-303.
- <sup>3 5</sup> Meier JR, Bull RJ, Stober JA, Cimino MC. Evaluation of chemicals used for drinking water disinfection for production of chromosomal damage and sperm-head abnormalities in mice. *Environ. Mutagen.* (1985) 7: 201-211.
- <sup>3 6</sup> Couri D, Miller CH, Bull RJ, Delphia JM, Ammer EM. Assessment of maternal toxicity, embryotoxicity and teratogenic potential of sodium chlorite in Sprague-Dawley rats. *Environ. Hlt. Perspect.* (1982) 46: 25-29.
- <sup>3 7</sup> Mobley SA, Taylor DH, Laurie RD, Pfohl RJ. Chlorine dioxide depresses T3 uptake and delays development of locomotone activity in young rats. *The Toxicology.* (1990):347-524.

- 
- <sup>3 8</sup> Suh DH, Abdel-Rahman MS, Bull RJ. Effect of chlorine dioxide and its metabolites in drinking water on fetal development in rats. *J. Appl. Toxicol.* (1983) 3: 75-79.
- <sup>3 9</sup> Harrington RM, Romano RR, Irvine L. Developmental toxicity of sodium chlorite in the rabbit. *J. Am. Coll. Toxicol.* (1996) 14: 108-118.
- <sup>4 0</sup> Toth GP. Effects of chlorine dioxide on the developing rat brain. *J. Toxicol. Environ. Health.* (1990) 31: 29-44.
- <sup>4 1</sup> Ishidate M, Sofuni T, Yoshikawa K, Hayashi M, Nohmi T, Sawada M, Matsuoka A. Primary mutagenicity screening of food additives currently used in Japan. *Food. Chem. Toxicol.* (1984) 22: 623-636.
- <sup>4 2</sup> Hayashi M, Kishi M, Sofuni T, Ishidate M. Micronucleus test in mice on 39 food additives and eight miscellaneous chemicals. *Food. Chem. Toxicol.* (1988) 26: 487-500.
- <sup>4 3</sup> Lubbers JR, Chauhan S, Bianchine JR. Controlled clinical evaluation of chlorine dioxide, chlorite, and chlorate in man. *Fund. Appl. Toxicol.* (1981) 1: 334-338.
- <sup>4 4</sup> Lubbers JR, Chauhan S, Miller JL, Bianchine JR. The effects of chronic administration of chlorite to glucose-6-phosphate dehydrogenase deficient healthy adult, and chlorate to normal healthy adult male volunteers. *J. Environ. Pathol. Toxicol. & Oncol.* (1984) 5: 239-242.
- <sup>4 5</sup> 厚生労働省／健康・栄養情報研究会編. 平成 16 年 国民健康・栄養調査報告／栄養素等摂取量. 平成 16 年国民健康・栄養調査報告(第一出版). (2006) 72-80.
- <sup>4 6</sup> 厚生労働省食品安全部、「平成 17 年食中毒発生状況の概要について」、(2006).
- <sup>4 7</sup> 食品衛生調査会食中毒部会、「食中毒サーベイランス分科会の検討概要」、(2007).
- <sup>4 8</sup> 科学技術庁資源調査会報告第 124 号(平成 12 年 11 月 22 日)、日本食品標準成分表の改訂に関する調査報告—五訂日本食品標準成分表—(2000).
- <sup>4 9</sup> JECFA, Sixty-eight meeting Geneva, 19-28 June 2007.  
<http://www.fsc.go.jp/sonota/shokutyudoku.html>
- <sup>5 0</sup> FDA 2006 CFR Title 21 Volume 3 Part 173 322, 173 325,173 340.
- <sup>5 1</sup> Food Safety and Inspection Service, USDA, Safe and Suitable Ingredients Used in the Production of Meat and Poultry Products 7120.1\_Amend\_6, June 1 (2006).

---

<sup>5 2</sup> FDA 21CFR § 173. 300.

<sup>5 3</sup> International Agency for Research on Cancer. Chlorinated drinking-water; chlorination byproducts; some other halogenated compounds; cobalt and cobalt compounds. Lyon (1991) 145-139 (IARC Monographs on the evaluation of carcinogenic risks to human, Volume 52).

<sup>5 4</sup> 添加物 亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正に係る食品健康影響評価に関する審議結果(平成 16 年 11 月 18 日府食第 1166 号).

<http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-chlorousna-151020-hyouka.pdf>